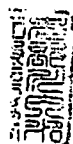


第五種共同漁業権

内共第36号(老部川)

遊 漁 規 則

老部川内水面漁業協同組合



老部川内水面漁業協同組合内共第36号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第36号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ、いわな及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請しその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、手釣券、竿釣券による遊漁の場合は口頭でしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣券、竿釣券による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条の第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 当該漁業権の対象となっている水産動物を採捕する場合は、まき餌を使用してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	7月1日から9月30日まで
やまめ いわな うぐい	5月1日から9月30日まで

- 2 遊漁の時間は、日の出から日没までとする。
- 3 第1項及び第2項の公表は、この組合及びこの組合が委託する小川商店、サークルk東通店に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条第1項の規定による期間であっても、次の表の左欄の区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。



区 域	期 間
保護水面の区域	1月1日から12月31日
東通村大字白糠字銅屋 25 番地地内李沢右岸及び左岸に設置した標柱を結ぶ線（保護水面の下流端）から下流の東通村大字白糠字家の上 72 番地地内老部川右岸及び東通村大字白糠字銅屋 23番地5地内老部川左岸に設置した標柱を結ぶ線までの間の李沢及び老部川の区域。ただし、李沢との合流点より上流の老部川を除く。	5月1日から5月31日まで
東通村大字白糠字家の上 72 番地地内老部川右岸及び東通村大字白糠字銅屋 23番地5地内老部川左岸に設置した標柱を結ぶ線から下流の老部橋上流端までの間の老部川の区域	5月1日から9月30日まで
老部橋上流端から河口までの間の区域	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ	15cm
いわな	15cm
うぐい	10cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、この場合において、遊漁者が未就学の幼児の時は無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは次に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、20円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	手釣・竿釣	1日 400円 1年 1,500円
やまめ	手釣・竿釣	
いわな	手釣・竿釣	
うぐい	手釣・竿釣	

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 老部川内水面漁業協同組合（下北郡東通村大字白糠字老部 59-2）
- (2) サークルk 東通店（下北郡東通村大字白糠字垣間 20-4）



(3) 小川商店 (下北郡東通村大字白糠字前田 9-9)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認証等に関する事項)

第9条 この漁場区域及びア表の全ての漁場において、イ表左欄の^{魚種}水産動物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄の1年あたりの遊漁料を納付し、当該遊漁について青森県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

ア表

漁場の区域 (漁業権番号)
老部川本支流 (内共第36号)

イ表

遊漁承認証別	水産動植物 魚種	漁具・漁法	遊漁料 (1年)
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣・竿釣	15,000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます (蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣・竿釣	8,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

- (1) 青森県内水面漁業協同組合連合会 (十和田市元町東 4-1-15)
- (2) 老部川内水面漁業協同組合 (下北郡東通村大字白糠字老部 59-2)
- (3) その他の青森県内加盟共通遊漁証販売取扱所

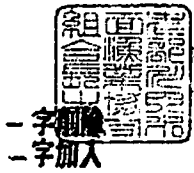
3 前項遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、(遊漁に際し守るべき事項) 第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。



- 4 遊漁者は、産卵場として組合が指定する区域内において、川底をかくはんしてはならない。
- 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

(漁場監視員)

- 第 11 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第 3 号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第 12 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

様式 第 1 号

遊 漁 承 認 証

(表)

遊 漁 承 認 証 NO _____

下記のとおり遊漁を承認します。

遊 漁 者	住所
	氏名

承認期間
 漁魚、種
 漁具漁法
 遊 漁 料
 発 行 者 老部川内水面漁業協同組合 ㊤

(裏)

注 意 事 項

1. (第 4 条の 2、第 5 条、
2. 第 8 条の 2、第 10 条、
3. その他)
4.
5.
6.
7.
8.
9. ブラックバス及びブルーギルが捕獲された場合は、再放流してはならない。



様式 第2号

第9条第3項に規定する遊漁承認証

〈表〉 (全魚種券)

西 曆
(平成 年) 交付年月日 NO _____
平成 年 月 日

県内共通遊漁承認証

氏 名 _____ 年 齡 _____ 歳
住 所 _____

全魚種 ●有効期間 平成 年1月1日～12月31日
●魚 種 全魚種 ●遊漁料 15,000円

青森県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目 1-15
TEL0176-58-5088/FAX0176-24-2568

(溪流魚券)

西 曆
(平成 年) 交付年月日 NO _____
平成 年 月 日

県内共通遊漁承認証

氏名 _____ 年 齡 _____ 歳
住所 _____

溪流魚 ●有効期間 平成 年1月1日～12月31日
●魚 種 溪流魚 ●遊漁料 8,000円

青森県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目 1-15
TEL0176-58-5088/FAX0176-24-2568

〈裏〉 (全魚種・溪流魚共通)

●県内共通遊漁証の種類

	全 魚 種 券	溪 流 魚 券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス（葛沼のみ）、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ	左記魚種からアユだけ除く
遊漁料金	15,000円	8,000円
券種と遊漁期間	1月1日から12月31日までの年券のみ（魚種ごとの遊漁期間は青森県内水面漁業調整規則のきまりによる）	
遊漁区域	青森県内の河川湖沼（十和田湖、大童子川（深浦町）、馬淵川上流（三戸漁協管内）及び平川（平川内水面漁協管内）を除く。また、県内水面漁業調整規則や各漁協の遊漁規則で定められた遊漁禁止区域は除く。）	
漁具漁法	手釣り・竿釣り	

- 共通遊漁承認証は、漁協主催釣り大会等の特別なイベントには摘要できません。
- 共通遊漁承認証は、記名された本人以外は使用できません。また、他人に貸与、譲渡することはできません。
- その他、詳しいことは「遊漁手帳」をお読み下さい。



様式 第3号

漁場監視員証

(表)

(裏)

漁場監視員証

NO _____

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

氏名:	
住所:	

有効期間

発行者 老部川内水面漁業協同組合 ㊤

注意事項

1. (第10条、第11条、第
2. 12条その他)
3.
4.
5.
- .
- .
- .